

宮城県中小企業産業振興資金融資制度要綱

(目的)

第1 この要綱は、中小企業者等が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の振興を図るとともに、本県産業の発展に資することを目的とした宮城県中小企業産業振興資金融資制度の取扱いについて定める。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者にあつては、1億円）以下の会社で、中小企業信用保険法施行令（昭和25年12月14日政令第350号）で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

ロ 常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者にあつては50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする事業者にあつては100人）以下の会社及び個人で、特定事業を行うもの

ハ 医業を主たる事業とする常時使用する従業員の数が300人以下の法人

ニ イからハまでに掲げるもののほか、別表の業種の欄に掲げる業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもので次のいずれかに該当するもの

(イ) 同表の業種の欄に掲げる区分に応じ、同表の資本の額又は出資の総額の欄に掲げる資本の額又は出資の総額以下の会社

(ロ) 同表の業種の欄に掲げる区分に応じ、同表の従業員の欄に掲げる常時使用する従業員の数以下の会社及び個人

(2) 協同組合等 次のいずれかに該当する組合で、特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行うものであるものをいう。

イ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ロ 協業組合

ハ 商工組合及び商工組合連合会

ニ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ホ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会

ヘ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会

ト 内航海運組合及び内航海運組合連合会

(3) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人であつて、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者にあつては50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする事業者にあつては100人）以下で特定事業を行うものをいう。

(4) 中小企業者等 中小企業者、協同組合等及び特定非営利活動法人をいう。

(資金措置等)

第3 県は、この制度を円滑に実施するため、予算で定められた金額を配分計画に基づき、取扱金融機関に預託するものとする。

2 県から資金の預託を受けた取扱金融機関は、預託金に対し残高で別に知事が定める協調倍率を乗じた額以上の融資を行うものとする。

(資金の種類)

第4 この制度による融資は、次のとおりとする。

- (1) 富県宮城資金
- (2) 新技術・新製品事業化資金
- (3) 創業育成資金
- (4) 事業承継資金
- (5) 再生可能エネルギー推進支援資金
- (6) がんばる中小企業応援資金
- (7) “伊達な旅”整備促進資金

(融資の対象)

第5 融資の対象は、県内に事務所、事業所等を有し、事業を営む中小企業者等で、宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領（以下「要領」という。）に定められた融資対象者の要件を満たし、本制度の融資を受けることにより経営の発展を図れる見込みのあるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、創業育成資金については、県内で事業を開始しようとする者及び中小企業者等も融資の対象とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業承継資金のうち、経営承継枠については、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた会社の代表者及び同項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人も融資の対象とする。

(融資の条件)

第6 融資限度額、融資利率、償還期間、償還方法、保証人・担保及びその他融資の条件は、要領で定めるものとする。ただし、がんばる中小企業応援資金を除き、環境配慮型経営に係る第三者認証（国際標準化機構（ISO）が定めるISO14001、環境省が定めるエコアクション21、交通エコロジー・モビリティ財団が定めるグリーン経営、みちのく環境管理規格認証機構が定めるみちのく環境管理規格。以下同じ。）を取得している中小企業者等及び県実施の女性のチカラを活かす企業認証を取得している中小企業者等は、要領で定める融資利率から0.10%を減ずるものとする。この場合、当該認証を重複して取得している場合でも、割引率は最大0.10%とする。

(資金の用途)

第7 資金の用途は、事業経営に必要な設備資金又は運転資金とし、設備資金にあつては次に掲げるものとする。ただし、県外に本店を有する中小企業者等にあつては、県内で事業上必要とする設備資金又は運転資金に限るものとする。

- (1) 店舗、工場、倉庫等の新築又は増改築費用
- (2) 店舗、工場、倉庫等の用に供する土地の取得費用及び中古建物の購入費用
- (3) 機械器具、備品等の購入費用

(取扱金融機関)

第8 取扱金融機関は、知事と別途覚書を取り交わした金融機関とする。

(信用保証)

第9 この制度に係る融資は、宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付とする。ただし、創業育成資金のうち、これから事業を開始しようとする者及び創業して1年未満の中小企業者等については、取扱金融機関の判断によるものとする。

(申込手続)

第10 この制度による融資又はこの制度に伴う信用保証を受けようとするときには、要領に定める認定書、推薦書又は各認証の写し(第6ただし書に該当する場合)を添えて、取扱金融機関又は協会の所定の手続により申し込むものとする。

(融資の手続)

第11 融資の方法は、取扱金融機関所定の方法によるものとする。

(取扱金融機関の附帯条件)

第12 取扱金融機関は、歩積・両建等の条件を付さないものとする。

(報告及び調査)

第13 取扱金融機関は、信用保証を付さない融資についての個人別報告書(様式第1号)を翌月10日までに県に提出するものとする。

2 協会は、毎月の融資状況について、翌月20日までに知事あて報告するものとする。

3 知事は、前2項の報告に基づき必要があると認めたときは、職員をして取扱金融機関及び協会並びに融資を受けた中小企業者等について、調査させることができる。

(繰上償還)

第14 知事は、この融資を受けた中小企業者等が次の各号の一に該当する場合において、当該融資した資金の繰上償還の措置をする必要があると認められたときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとする。

(1) 融資申込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。

(2) 融資を受けた資金を融資対象経費以外に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、融資の継続が不相当と認める事実があったとき。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、この制度の施行に当たって必要な事項は、要領で定める。

(協議)

第16 この要綱及び要領に定めるもののほか、この制度の運用について必要な事項は、知事とその都度取扱金融機関及び協会と協議して定めるものとする。

(事業実施)

第17 各事業年度におけるこの制度の実施に関しては、別途知事と取扱金融機関とが取り交わす覚書に基づくものとする。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度予算に係る資金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

3 宮城県地域中小企業特別融資制度要綱(平成4年2月6日施行)及び宮城県創業育成資金融資制度要綱(平成2年4月16日施行)は、廃止する。

4 宮城県地域中小企業特別融資制度要綱及び宮城県創業育成資金融資制度要綱に基づいて、平成9年3月31日までに貸し付けられた宮城県地域中小企業特別融資及び宮城県創業育成資金融資に係る貸し付けについては、なお従前の要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年6月5日から施行し、平成10年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年12月3日から施行し、平成11年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱施行の際現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱施行の際現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月7日から施行し、平成14年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日（宮城県信用保証協会での保証申込受付日とする。）から施行し、平成19年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る資金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から施行し、平成30年度予算に係る資金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月17日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

別表

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人